

法律名	宅地造成等規制法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
施行年	宅地造成法；昭和36年 H11年改正 急傾斜地法；昭和44年 H14年改正 地すべり法；昭和33年 H14年改正 土砂災害法；H12年
目的	宅地造成法；この法律は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において、宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。 急傾斜地法；この法律は、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。 地すべり法；この法律は、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及びぼた山の崩壊を防止し、もつて国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 土砂災害法；この法律は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。
対象者	国、地方自治体、国民
規制対象事業規模	特にない
規制内容	都市計画法をクリアーしても、防災的視点からクリアしなければならない地域がある。その関連法を一括して見る。

宅地造成法に基づき指定された宅地造成規制区域（宅地造成法第3条）で、宅地造成をする場合は都道府県知事の許可を受けねばならない（宅地造成法第8条）。宅地造成規制区域とは、「宅地造成に伴いがけ崩れまたは、土砂の流出による災害を生ずるおそれがある市街地（または市街地となるであろう土地）の区域について、災害防止の目的のために国土交通大臣が都道府県（政令指定市については指定都市）の申し出に基づき指定する」地域である。

その許可の基準は以下の通り。（宅地造成法施行令第4～16条）

- ・地盤面および地盤の処理
- ・擁壁の設置義務
- ・義務設置の確壁の構造
- ・任意設置の確壁の構造
- ・露出壁面の保護
- ・排水設備
- ・都道府県知事または政令指定市市長による基準の緩和または強化

また、宅地造成規制区域で宅地以外の土地を宅地に転用するときは都道府県知事に届け出でが必要（宅地造成法第14条）。例えば宅地造成規制区域内で資材置き場であった土地をバイオマス工場建設のため購入または借地したときなど。

急傾斜地法に基づき指定された急傾斜地崩壊危険規制区域で、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設の設置・改造、法切り／切り土／掘削／盛土、立木竹の伐採、をする場合は都道府県知事の許可を受けねばならない（急傾斜地法第7条）。急傾斜地崩壊危険規制区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、崩壊のおそれのある急傾斜地およびその関連区域」（急傾斜地法第3条）であり、都道府県知事が関係市町村長の意見を聞いて指定する。

地すべり法に基づき指定された地すべり防止区域で、法の長さが3m以上法切り、または直高2m以上の切り土などをする場合は都道府県知事の許可を受けねばならない（地すべり法第18条）。地すべり防止区域とは、「地すべりによる被害を除去または軽減するために、主務大臣が関係都道府県知事の意

	見を開いて、地すべりしている区域または地すべりするおそれのきわめて大きい区域等」（地すべり法第3条）である。
備考	・これらの法に抵触する土地は、要するに斜面で水害や崩壊の危険性のあるところで、バイオマス関連の施設を作る場合、計画段階からできるだけ避けた方がよい。
資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残差、家畜排泄物、食品廃棄物、水産物残差、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、炭化、機械的加工、高分子成分分離、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、立地選定、施設計画
関連法	都市計画法、建築基準法